# 地 域 区 分

地域	
	地域
区分	
	京都市, 宇治市, 城陽市, 向日市, 長岡京市,
A地区	八幡市,京田辺市,大山崎町,久御山町
	に属する地域
	亀岡市, 木津川市, 井手町, 宇治田原町, 笠置町
B地区	和東町,精華町,南山城村
	に属する地域
	福知山市,舞鶴市,綾部市,宮津市,京丹後市,
C地区	南丹市, 京丹波市, 伊根町, 与謝野町
	に属する地域

別表4の1 A地図

(基準年度 平成21年度)

(1平方メートル単価・単位:円)

85,000	81,000	62,000	36,000	42,000	30,000	附属家
	ļ	1	L		62,000	井鎮
80,000	73,000	57,000	29,000	44,000	24,000	工場・倉庫・市場
1	. 1	·	ŀ		43,000	公衆浴場
151,000	141,000	119,000	83,000	76,000	63,000	劇場-病院
138,000	116,000	75,000	71,000	92,000	57,000	店舗·事務所 ·百貨店·銀行
151,000	141,000	119,000	83,000	76,000	76,000	旅館・料亭・ホテル
102,000	94,000	84,000	71,000	59,000	58,000	共同住宅
102,000	94,000	84,000	71,000	59,000	68,000	居宅
鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリートブロック造	本	種類
一 2 十 百 十 日 二 1 /	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					

Ж 本基準により難い場合は,類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

別表4の2 B地区

(基準年度 平成21年度)

(1平方メートル単価・単位:円)

81,000	77,000	59,000	34,000	40,000	29,000	附属家
	1	. 1	l e		59,000	井
76,000	69,000	54,000	28,000	42,000	23,000	工場・倉庫・市場
	l	1	-		41,000	公衆浴場
143,000	134,000	113,000	79,000	72,000	60,000	劇場 病院
131,000	110,000	71,000	67,000	87,000	54,000	店舗·事務所 ·百貨店·銀行
143,000	134,000	113,000	79,000	72,000	72,000	旅館・料亭・ホテル
97,000	89,000	80,000	67,000	56,000	55,000	共同住宅
97,000	89,000	80,000	67,000	56,000	65,000	吊完
鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリー トブロック造	米	種類 構造

<sup>※</sup> 本基準により難い場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

# 京都地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

短表4の3 C塔図

(基準年度 平成21年度)

(1平方メートル単価・単位:円)

73,000	69,000	53,000	31,000	36,000	26,000	附属家
				ı	53,000	计
68,000	62,000	49,000	25,000	38,000	21,000	工場・倉庫・市場
. 1		-		·	37,000	公衆浴場
129,000	121,000	102,000	71,000	65,000	54,000	劇場・病院
118,000	99,000	64,000	60,000	78,000	49,000	店舗·事務所 ·百貨店·銀行
129,000	121,000	102,000	71,000	65,000	65,000	旅館・料亭・ホテル
87,000	80,000	72,000	60,000	50,000	50,000	共同住宅
87,000	80,000	72,000	60,000	50,000	59,000	38
鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリー トブロック造	长	種類 構造

<sup>×</sup> 本基準により難い場合は,類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

# 建物の種類別の認定基準対応表

	建物の種類(不登規則及び不登準則)	評価のない新築建物の課税標準価格の 認 定 基 準 上 の「 建 物 の 種 類 」
1	居 宅	居宅
2	店舗	店舗·事務所·百貨店·銀行
3	寄宿舎	共同住宅
4	共同住宅	共同住宅
5	事務所	店舗·事務所·百貨店·銀行
6	旅館	旅館・料亭・ホテル
7	料理店	旅館・料亭・ホテル(又は店舗)
8	工場	工場·倉庫·市場
9	倉 庫	工場・倉庫・市場(又は土蔵)
10	車 庫	附属家(又は倉庫)
11	発電所	工場·倉庫·市場
12	変電所	工場·倉庫·市場
13	校 舎	店舖·事務所·百貨店·銀行
14	講堂	店舗·事務所·百貨店·銀行
15	研究所	店舗·事務所·百貨店·銀行
16	病院	劇場∙病院
17	診療所	劇場・病院(又は店舗)
18	集会所	店舗・事務所・百貨店・銀行
19	公会堂	劇場•病院
20	停車場	工場·倉庫·市場
21	劇場	劇場∙病院
22	映画館	劇場•病院
23	遊技場	店舗·事務所·百貨店·銀行
24	競技場	劇場・病院
25	野球場	劇場∙病院
26	競馬場	劇場•病院
27	公衆浴場	公衆浴場
28	火葬場	工場·倉庫·市場
29	守衛所	店舗·事務所·百貨店·銀行
30	茶室	居宅
31	温室	工場·倉庫·市場
32	蚕室	工場·倉庫·市場
33	物置	附属家(又は土蔵)
34	便 所	附属家
35	鶏 舎	工場·倉庫·市場
36	酪農舎	工場·倉庫·市場
37	給油所	店舗・事務所・百貨店・銀行

<sup>※</sup>上記分類により難い事情がある場合は、個別具体的に判断することとする。

また、上記分類にない「建物の種類」については、どの建物の種類に最も類似するか、個別具体的に検証し、「認定基準上の建物の種類」を適用すること。

# 経 年 減 価 補 正 率 表

### 1 木造建物減価補正率

## 2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補 正 率
(1)	(0.80)
2	0, 75
3	0. 70
4	0. 67
5	0.64
6	0.62
7	0.59
8	0.56
9	0, 53
10	0, 50
11	0 48
12	0.45
13	0.42
14	0.39
15	0.37
16	0.34
17	0.32
18	0. 30
19	0. 28
20	0. 26
21	0. 25
22	0.24
23	0. 23
24	022
25	0.: 21
. 26	0.21
27以上	0, 20

<b>6</b> ₹ >□ 10.	経年減点
経過年数	補正率
(1)	(0 9558)
2	0.9282
3	0. 9007
4	0.8772
5	0. 8537
	0. 8302
6	l l
7	0.8067
8	0.7832
9	0.7597
10	0, 7362
11	0. 7127
12	0: 6892
13	0. 6657
14	0.6422
15	0.6187
16	0. 5952
	0. 5717
17	
. 18	0.5483
19	0.5247
20	0 5013
21	0. 4778
22	0.4542
23	0.4348
24	0.4153
25	0. 3959
26	0. 3764
27	0. 3570
28	0. 3375
29	0.3212
30	0.3050
31	0.2916
32	0.2783
. 33	0. 2650
34	0 2517
35	0 2384
36	0. 2327
37	0. 2270
38	0, 2213
39	0. 2156
40	0, 2130
41	0. 2079
42	0 2059
43	0. 2040
44	0.2020
45以上	0.2000

※本表は、平成20年12月16日付け総務省告示第630号の「木造家屋経年減点補正率基準表」 及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出したものである。

※新築建物価格認定基準表は、経過年数1年の単価であることから、経過年数2年以上の場合に 当該基準を用いて以下の式により算出することとする。

### 【新築後5年経過の木造建物の例】

基準表の単価÷0.8 (経過年数1年の経年減点補正率)×0.64 (経過年数5年の経年減点補正率) (注)経過年数は、満年数によるものとし、新増築の月の初日を起算日とする。